

事務連絡
令和元年12月13日

一般社団法人 沖縄県農林水産土木建設会長 殿

沖縄労働局労働基準部
健康安全課長補佐

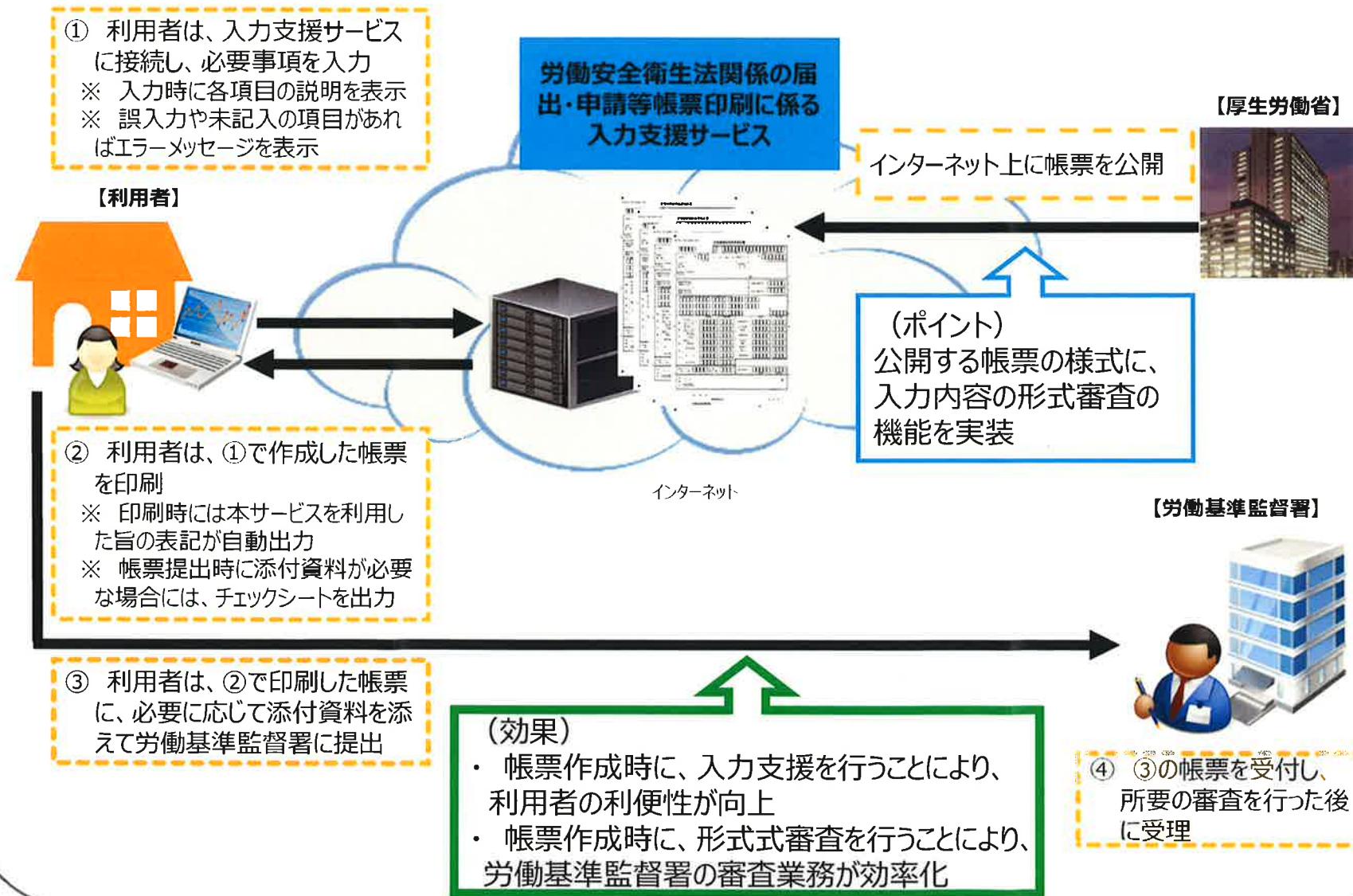
「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」
の稼働に係る資料の送付について（追加）

労働安全衛生行政の推進につきましては、平素より格別の御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和元年12月11日付けで、沖縄労働局長より「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」（以下「本サービス」という。）の稼働について、貴団体会員への周知広報への協力依頼文書を送付したところですが、本サービスの概要（別添1）と周知用リーフレット（別添2）の添付を失念しておりましたのでお詫びいたします。

つきましては、恐縮ですが別添のとおり資料を送付いたしますので、貴団体会員への周知広報をお願いいたします。

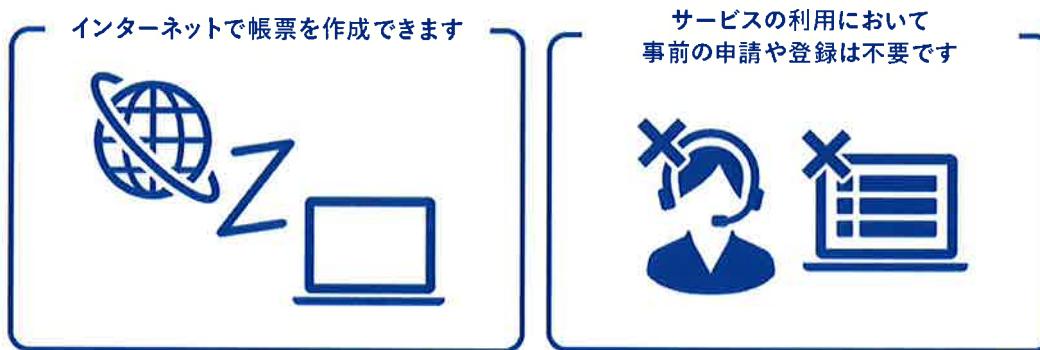
労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービスの概要



労働基準監督署への報告書類（安全衛生関係）は、インターネット上で作成できるようになりました

厚生労働省は「**労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る
入力支援サービス**」を開始しました。

このサービスでは、以下4つの「労働安全衛生関係の届出・申請等」について、労働基準監督署へ提出する書面（※1）を作成する際に、**誤入力・書類の添付忘れを防ぎ**、過去の保存データ（※2）を用いて**共通部分の入力を簡素化**します。事前申請や登録は不要ですので、ぜひご利用ください。



Webブラウザ要件

- ・ Internet Explorer
- ・ Microsoft Edge
- ・ Google Chrome

OS要件

- ・ Windows10
- ・ Windows8.1

対応している届け出・申請

- 労働者死傷病報告（休業4日以上）
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック）
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

※1：このサービスは、申請や届け出をオンライン化するものではありません。

作成した帳票は、**必ず印刷し、所轄の労働基準監督署へのご提出をお願いします。**

※2：このサービスで入力された情報は、インターネット上には保存されません。

次回以降に活用される場合は、ご自身のパソコンに保存ください。

入力支援サービスへのアクセス方法はこちら

- ・ 検索窓口から **安全衛生 入力支援** と入力
- ・ <https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/> を直接入力



<お問い合わせ先>

操作に関すること：労働基準局労災保険業務課 03-3920-3311（内線329）

帳票の取扱いに関すること：労働基準局安全衛生部 03-5253-1111（内線5482、5498）



厚生労働省労働基準局

帳票の入力画面例（定期健康診断結果報告書の場合）

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

定期健康診断結果報告書

- 労働保険番号(都道府県)を確認して入力してください。①

過去に作成・保存（※3）した帳票を
読み込んで共通事項の入力を省略できます

参照...

帳票入力データの読み込み



①労働保険番号

都道府県（必須）

入力項目の説明▲

入力項目の説明を確認しながら入力できます

所掌 労働保険番号の上から3桁目を入力してください。

管轄（必須）

管轄 労働保険番号の上から4、5桁目を入力してください。

基幹番号（必須）

基幹番号 労働保険番号の上から6桁～11桁目までを入力してください。

枝番号（必須）

入力エリア

データの保存が完了したら、
帳票を作成して印刷

- 入力項目の説明を確認しながら入力できます。
- 未入力・誤入力があると、エラーメッセージが表示されます。（※4）
(※4) 誤りなどを修正してから印刷が可能になります。
- 提出時は帳票だけでなく、添付書類の確認もお願いします。（※5）
(※5) 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告を印刷する時は、
添付書類チェックリストでのご確認をお願いします。